

吸収分割にかかる事後備置書類

(簡易吸収分割)

2023年12月1日

株式会社キューソー流通システム

キューソー四国株式会社

2023年12月1日

各位

東京都調布市調布ヶ丘三丁目50番地1  
株式会社キューソー流通システム  
代表取締役社長 西尾 秀明

香川県綾歌郡宇多津町2628番地994  
キューソー四国株式会社  
代表取締役社長 炭田 栄二

### 吸収分割にかかる事後開示書類

(吸収分割会社：

会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：

会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第201条に基づく開示事項)

株式会社キューソー流通システム（以下「キューソー流通システム」といいます。）及びキューソー流通システムの完全子会社であるキューソー四国株式会社（旧商号：株式会社久松運輸、以下「キューソー四国」といいます。）は、キューソー流通システムを吸収分割会社、キューソー四国を吸収分割承継会社として、2023年7月27日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2023年12月1日として、キューソー流通システムの四国地区における倉庫事業について、その権利義務をキューソー四国に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いましたので、会社法の規程に基づき、以下のとおり開示いたします。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2023年12月1日

2. 吸収分割会社における会社法784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

- (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過（株主による吸収分割の差止請求）  
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
- (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

該当事項はありません。

(4) 第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

キューソー流通システムは会社法 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2023 年 10 月 5 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（株主による吸収分割の差止請求）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

キューソー四国は会社法第 799 条第 2 項の規定により 2023 年 10 月 5 日付の官報により公告を行い、かつ、知れたる債権者への個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

キューソー四国は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 12 月 1 日をもって、2023 年 7 月 27 日付の吸収分割契約の内容に基づき、キューソー流通システムの四国地区における倉庫事業について、その権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の規定による変更の登記をした日

2023 年 12 月 4 日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上